

< 資格申請Q&A >

Q. 申請書類の請求を忘れてしまいました。今年度の試験を受けたいのですが、どうすればいいですか？

⇒申請書類は、マイページ>各種ご案内・刊行物からダウンロードして作成して下さい。審査料の納入については、お手数ですが、事務局にお電話下さい。

◆申請書類をダウンロードした方

Q. マイページからダウンロードした申請書類に PC から文字を入力してもいいですか？

⇒はい。Word 書式に直接文字を入力して印刷・提出して頂いても結構です。ただし、様式 1 の自筆署名は手書きで記入し、忘れずに押印して下さい。

Q. 申請書をダウンロードしました。提出用封筒はどうすればいいですか？

⇒ご自身で、A4 版（角 2 サイズ）の封筒をご用意下さい。封筒の表面に、マイページ>各種ご案内・刊行物からダウンロードした【提出用封筒宛名】を貼って簡易書留で郵送して下さい。

◆【様式 1 : S.E.N.S 資格認定申請書】について

Q. 教員免許は、心理・教育・医療等に係る資格欄に記入しますか？

⇒教員免許は記入して頂かなくて結構です。

◆【様式 3-2 : 在職証明書（在職期間証明書）】について

Q. 私は校長です。所属長名が自分の名前になりますが、いいですか？

⇒ご自身が所属長の場合は、ご自身のお名前で記入して頂いて結構です。

Q. 私は塾を経営しています。所属長名が自分の名前になりますが、いいですか？

⇒ご自身が経営者の場合は、ご自身のお名前で記入して頂いて結構です。提出の際、塾の活動内容が確認できるパンフレット等を同封して提出して下さい。

Q. 出産のために(または病気等で)休職しました。勤務期間はどのように記入すればいいですか？

⇒勤務期間には在籍期間を記入し、計には実務時間（実際に働いた年数）を記入して下さい。なお、余白に休職期間と理由を書き添えて提出して下さい。

<記入例>

3. 勤務形態ならびに勤務時間

常 勤： 2013 年 4 月 1 日 ～ 現在まで 年 月 日
(計 4.4 年間)

(産前休暇、産後休暇、育児休暇：2014年8月～2015年9月：計13ヶ月)

Q. 退職して、現在は働いていません。在職証明書はどうすればいいですか？

⇒在職証明書（在職期間証明書）は、過去の勤務実績の証明でも結構です。資格申請条件に規定されている在職期間（時間数）を満たす在職証明書（在職期間証明書）を準備して下さい。

Q. 前任校の校長が退職(または異動)して、現在はおりません。その場合、在職証明書はどうすればいいですか？

⇒前任校の現在の校長先生に記入して頂いて下さい。教育委員会に依頼して頂いても結構です。

Q. 学校法人に勤務しています。所属長は学長(理事長)と、学校長どちらに記入してもらえばいいですか？

⇒所属先の学校長に記入して頂いて下さい。

Q. 在職証明書の氏名が旧姓になっています。どうすればいいですか？

⇒旧姓の在職証明書で結構です。現在のお名前を書き添えてご提出下さい。

◆【様式 3-2 : 在職証明書】申請条件 C-①、C-②で申請の方

Q. この 4 月に転勤したため、資格申請条件の年数が不足します。前任校は 3 年間勤務しました。在職証明書は、現在と前任校の 2 枚必要ですか？

⇒在職証明書は、資格申請の条件を確認するためにご提出頂く書類です。前任校の勤務年数が申請条件（2 年以上）を満たす場合は、前任校の書類のみで結構です。

◆【様式 3-2 : 在職証明書】申請条件 C-③で申請の方

Q. 現職は 2017 年 10 月から、週 2 日の勤務のため、資格申請条件の時間数が不足します。前職は、週 3 日で計 5 年間勤務したので、申請条件を満たします。在職証明書は、現在と前職の 2 枚必要ですか？

⇒在職証明書は、資格申請の条件を確認するためにご提出頂く書類です。前職の勤務時間数が申請条件（3000 時間以上）を満たす場合は、前職の書類のみで結構です。

Q. 非常勤で就業契約が 2013 年 4 月 1 日から来年(2019 年)の 3 月まであります。記入方法を教えてください。

⇒非常勤の場合は、提出時点までの期間、総時間数を記入して下さい。総時間数が 3000 時間に満たない場合は、提出書類が複数枚になっても結構です。

<記入例> (※書類作成日が 2018 年 9 月 30 日の場合)

3. 勤務形態ならびに勤務時間

非常勤： 2013 年 4 月 1 日 ～ 2018 年 9 月 30 日
週 3 日、1 日につき 7 時間 (計 5544 時間)

◆ **【様式 7 : LD・ADHD 等に関する研究業績】 について**

Q. 学会で研究発表(ポスター発表)をしました。記入してもいいですか？

⇒記入して下さい。様式 7 は審査の参考資料となります。